明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○平成二十九年総務省告示第八十二号の一部を改正する件（**デジタル庁・総務**六）　一
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（**厚生労働**六四）　二
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件（**同**六五）　四
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろ）に関する令和四管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**農林水産**三八九）　五

〔公　告〕

諸事項
官庁
建設業の営業の停止命令関係　六
裁判所
破産、免責関係　二〇
特殊法人等
日本放送協会入札関係　二〇
地方公共団体
古物営業の許可の取消処分関係　三
会社その他
会社決算公告　三三